



女性医師支援センター便り

「女性活躍推進法」の成立に寄せて

平成27年8月28日「女性活躍推進法」が成立しました



宮城県女性医師支援センター委員

宮城県医師会常任理事

佐々木悦子産科婦人科クリニック院長

佐々木 悦子

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。労働者301名以上の企業は、来年の4月1日までに女性の活躍推進に向けて、数値目標を含む行動計画の策定と公表が義務づけられました。300人以下の企業は努力義務が課せられます。日本には、301人以上の企業は約15,000社あるといわれ、この法律の目指すところは「女性活躍の見える化」です。行動計画の策定にあたっては、自社の女性の活躍状況の把握をし、課題の分析が必要とされます。現状把握のための必須項目として、①女性の採用比率 ②勤務年数の男女差の有無 ③労働時間の状況 ④女性管理職の比率があげられ、厚生労働省雇用均等政策課の小林洋子課長は、男性と比べ女性だけがその仕事を辞めていないか、長時間労働になっていないか、女性が管理職として登用されているか等各社にとって共通の課題を十分に掘り下げて、行動計画を策定してほしいと述べています。企業側では、登用するための女性人材を育てるためのプログラム作りから取り組まなくてはならないところもあるようです。女性自身にも管理職を望まない風土やキャリア不足の現状があるのかも知れません。私たちの医療の現場や医師会においても、「他人ごと」ではない状況となってきております。

平成15年の第三次男女共同参画基本計画において、「202030」の推進が決定されました。2020年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという政府目標です。以来、さまざまな取り組みが行われてはいますが、日本の女性登用の道は遅々として進まずの観があります。2013年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、日本の人間開発指数（HDI）は187か国中10位でしたが、世界経済フォーラム（WEF）が発表した2015年のジェンダーギャップ指数（GGI）は145か国中101位となっています。女性の政治経済活動や意思決定の場への参画の度合いを示すGGIが、ほかの指標に比して著しく低いのが日本の特徴です。この指標は①政治への参加 ②職場への進出 ③教育 ④健康度合いの4分野14項目から男女平等の度合いを比較するものです。政治への参加、教育の分野で少し点数をあげ、前年の104位から少し順位をあげました。一方職場への進出では男女の賃金格差が拡大して順位を下げています。現在の社会活動の中で女性の占める割合は、衆議院7.9%、参議院18.2%、都道府県議会議員8.6%、都道府県知事6.4%、国家公務員28.6%、検察官19.8%、裁判官17.7%、弁護士17.5%、大学講師以上の教官18.3%、歯科医師20.8%、医師18.9%となっています。世界的にみると、国会議員に占める女性の割合は、1位のルワンダ63.80%、2位スウェーデン43.50%から始まって、39位イタリア33.00%、68位中国23.60%、94位米国19.30%等で、日本は156位9.50%です。世界的後進国となっている現実をみつめる必要があります。ち

なみに170位のミャンマーは6.20%。今回のスーチーさんの政権樹立で大きく変わるかもしれませんが。最下位は188位トンガ，カタールで0.00%です。宮城県医師会報833号（2015年6月号）に高橋克子常任理事が記したように，上位を占める多くの国がクォータ制（割り当て制）を導入しております。意識変革のためには，必要なのかもしれません。実際，意思決定・政策決定の場に女性がいることが，女性の在り方を変えるために必要と思われます。今回の「女性活躍推進法」はこれらの課題にくさびを打ち込み，「202030」推進に向けた大きな一歩となるでしょう。

日本医師会にも，国会議員を目指そうとする若い女性医師が誕生しています。医療政策策定や決定の場に，医師の考えを代弁する人が必要です。加えてこの医師は若く，明るく前向き，物おじしない性格です。医師としても，また女性としても，活躍を期待したいと思います。

